

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和7年7月25日

静岡県知事 鈴木 康友

1 入札執行者

静岡県知事 鈴木 康友

2 入札に付する事項

(1) 入札番号

危原第65号

(2) 業務名

令和7年度静岡県原子力防災資機材管理業務委託

(3) 業務場所

静岡県内一円

(4) 業務概要

本県で整備し、各市町等に配備している原子力防災資機材（以下「資機材」という。）の状況を確認し、災害時に問題なく使用できるよう管理する。

(5) 委託期間

契約日から令和8年2月27日（金）まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県が定める一般業務委託に係る競争入札参加資格審査を受けて、参加資格を認められた者であって、営業種目は「83 調査」を登録していること。

(3) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県が定める一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく、入札参加停止を受けていない者であること。

(4) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

4 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる事項を証明する書類等（以下「書類等」という。）を令和7年7月31日（木）午後4時までに入札説明書の交付場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに書類等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

5 入札説明書等の交付期間、交付場所

(1) 交付期間

公告の日から令和7年7月31日（木）午後4時まで（祝日、土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 交付場所及び担当部局

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県危機管理部原子力安全対策課

電話番号 054-221-2078

6 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和7年8月5日（火）午後2時

(2) 入札執行場所

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁別館5階危機管理センター西側

(3) 入札方法

総価による。県が必要と認めた場合に限り、郵送による入札とし、その場合は別途連絡する。電送による入札は認めない。入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(7) 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

7 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 県と公契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出すること。
- (3) 公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。
- (4) 詳細は、入札説明書による。
- (5) その他詳細不明の点については、静岡県危機管理部原子力安全対策課（電話番号 054－221－2078）に照会すること。